

日本税関とニュージーランド関税庁間における協力枠組み
(仮訳)

日本の税関当局とニュージーランド関税庁(以下「参加当局」という)は、
関税法令に対する違反は、それぞれの国の経済、財政、社会、文化及び商業上の利益を
害するものであることを考慮し、

関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

両参加当局間で交換される情報の使用に関する2004年3月31日の日本側口上書(No.28)
及び2004年3月31日のニュージーランド側口上書(No. 2004/1)に留意し、

税関当局が、物品の流通の円滑化を通じた経済の発展並びに国際的組織犯罪及びテロの
脅威からの社会の保護において重要な役割を果たしていることを認識し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識
し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際条約に留
意し、

参加当局間の協力は、関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを確
信し、

1953年12月5日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告、及び2002年4月の税
関事項にかかる地域相互行政支援ガイドラインを考慮して、

以下の枠組みに従って協力することを決定した。

1. いずれの一方の参加当局は、それぞれの法律の範囲内で、他方の参加当局の関税法令
に違反して輸出入されると知られている又は疑われている物品の詳細を他方の参加当局
に対して提供するよう努力する。
2. いずれの一方の参加当局は、それぞれの法律の範囲内で、他方の要請に基づき、要請
した参加当局の関税法令違反に関連すると知られている又は疑われている人物、物品、
輸送機関を追跡する特別な監視を手配するよう努力する。
3. いずれの一方の参加当局は、それぞれの法律の範囲内で、他方の要請に基づき、他方
の参加当局が調査中である関税法令違反に関する全ての利用可能な情報を提供するよう
努力する。各参加当局は、他方の参加当局の活動に有用と考えられる情報を自発的に提供
する意図を有する。

本協力枠組みに従い提供された情報は、日本及びニュージーランドにおける情報公開に
関する法令に従い、一方の参加当局による提供情報に付された如何なる条件も他方の当
局により遵守されるとの仮定の下で提供される。一方の参加当局から他方に提供され
たいかなる情報も本協力枠組みの目的のためにのみ使用される。

両参加当局は、前述の口上書パラグラフ(4)及び(8)に従い、それぞれの国の法令に従い、本協力枠組みに従って提供されたいかなる情報も、それぞれの国における法執行機関以外の第三者の個人、団体又は機関に対して開示しない。両参加当局は、それぞれの国の法令に従い、本協力枠組みに従って情報を入手する法執行機関がそれぞれの国において法執行の目的のみに当該情報を使用し、その他の目的で当該情報を開示しないことについて確保するために必要な措置をとる。

4．要請が参加当局の権限外である場合や実施中の調査に支障をきたす場合など、要請された参加当局による支援を適時に提供できない場合は、要請された参加当局はその事実を他方の参加当局に通知する。

5．本協力枠組みパラ 2. 及び 3. に規定する要請は、書面で行われる。要請の実施に有益と考えられる情報が、要請当局から被要請当局に対し、要請と共に提供される。状況が要すれば、口頭による要請が行なわれる。ただし、速やかに書面にて確認される。

本要請は、次の情報が示される。

- (a) 当該要請に関連する手続きの種類
- (b) 当該要請の目的及び理由
- (c) 当該要請に係る者の名前及び住所（ただし、判明している場合に限る。）
- (d) 検討される事案の簡潔な説明及び関連する法的要素
- (e) 法律上又はセキュリティ上の留意点及び優先度

6．パラ 1．から 5．に基づき提供される情報は、それぞれの参加当局が指定する別添で定める職員の間で直接伝達される。

7．日本及びニュージーランド間で取引される物品の通関が速やかに行われるようにするため、各参加当局は、次の行動をとるよう努力する。

- (a) 可能な場合は情報通信技術を利用すること。
- (b) 税関手続を簡素化すること、可能な場合は調和すること。
- (c) 税関手続を CCC の主催する適切な国際的な基準及び慣行に従わせること。

8．両参加当局は、適切なセキュリティを確保しつつ各税関手続における情報通信技術の利用を促進するとともに、税関手続の改善のため、情報、通信、摘発及び監視技術の利用に関する情報交換を行う意図を有する。

9．日本及びニュージーランド間で取引される物品の通関を容易にするため、各参加当局は、危険度に応じた管理手法を引き続き用いるとともに、危険度に応じた管理手法に関する技術及びその他の執行技術に関し情報交換を行う意図を有する。

10. パラ 7 . から 9 . の規定に加え、両参加当局は、各参加当局が継続的にその責務に合致したより良い方法を見つけ出すことが可能となるよう、税関実務及び手続の効果及び能率を助長する技術開発に関する情報を交換するよう努力する。
11. 両参加当局は、税関協力及びペーパーレス貿易に関する相互利益となる 2 国間の技術的施策を発展させるための税関事務レベル会合を必要に応じ開催する。
12. 更なる協力及び相互理解の促進のため、両参加当局は、選ばれた職員に対し、互いの税関当局の所属研修員となる機会の提供を続ける意図を有する。所属研修員による費用は派遣する参加当局が負担する。
13. 両参加当局は、CCC、APEC といった国際フォーラムで検討される税関問題に関し、見解を交換し、協力的に作業するよう努力する。
14. 両参加当局は、アジア・太平洋地域の他の税関当局に対する技術又は発展のための支援の計画及び実施に関し、見解を交換し、協力的に作業するよう努力する。
15. 両参加当局は、本地域における RILO プロジェクトの支援のために協力的な作業を継続する意図を有する。
16. 両参加当局は、上記の協力の効率性を確保するために必要な場合は、協議する意図を有する。
17. 本協力枠組みは、両参加当局に対し、法的な権利及び義務を生じさせるものではなく、日本国又はニュージーランドが締約国である国際条約による双方の権利及び義務に影響するものではない。本協力枠組みは、各国で有効な国内法令に基づき、かつ、各参加当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。
18. 本協力枠組みに基づく協力は、両参加当局により署名された日から始まる。本協力枠組みは、両参加当局の合意により修正することができる。本協力枠組みに基づく協力は、一方の参加当局が他方に対し、協力を終了する意図について書面による通知を送付した日から 3 ヶ月後に終了する。

本協力枠組みは英文で 2 通作成され、2004 年 4 月 1 日に署名された。